

■伊賀市都市マスタープラン新旧対照表（項は第6回策定委員会の資料に対応しています。）

資料2

※対照表の記載事項は、誤字脱字修正、表現や章立ての修正等の簡易な修正事項については省略しています。

頁	第5回策定委員会提示 都市マスタープラン（全体構想素案）	第6回策定委員会提示 都市マスタープラン（案）	修正理由
目次	3-2の6. 目標6を構成する都市構造の要素	3-2の6. 目標6のために配慮すべき都市構造の要素	本文の修正を受けて修正 なお、目次記載事項を（ ）まで1段詳しくし、分析資料をみる際の注意事項を追加
3	まちづくりに市民力や地域力が生かせる仕組み	まちづくりに地域力が生かせる仕組み	地域力に市民力も含まれているため
6	その詳しい内容は資料編に整理し、ここでは概要を以下の表に示し、そこから抽出される都市づくりの主要課題を示します。	その詳しい内容は、「資料編：第1章人口減少が伊賀市に与える影響」に整理し、ここでは概要及びそこから抽出される都市づくりの主要課題を示します。	資料編の対応箇所を追加記載するとともに、重複表現の削除
6	地域参加の都市づくりの推進	地域力を生かした都市づくりの推進	p 43の課題6の変更に対応した修正
9	名神名阪連絡道路は、計画道路も重要物流道路（国から重点的支援）に指定されるため、指定に向けて国県に要望を進めている。	2018（平成30）年3月道路法改正により、計画道路も重要物流道路（国から重点的支援）に指定されるため、名神名阪連絡道路の指定に向けて、国・県に要望を進めている。	三重県の指摘により修正
12	地域参加の都市づくりの推進	地域力を生かした都市づくりの推進	p 43の課題6の変更に対応した修正
24	地域参加の都市づくりの推進	地域力を生かした都市づくりの推進	p 43の課題6の変更に対応した修正
25	文章追加	2) 調査結果 次ページ以降に市民アンケートの結果概要を示します。なお、詳細な内容は、「資料編：第2章市民意識調査のまとめ」を参照してください。	追加記載
36～37	第2次伊賀市総合計画第3次基本計画中間案を記載	第2次伊賀市総合計画第3次基本計画に変更	計画が策定されたため、その内容に変更
41	地域参加の都市づくりの推進	地域力を生かした都市づくりの推進	p 43の課題6の変更に対応した修正
43	地域参加の都市づくりの推進	地域力を生かした都市づくりの推進	課題の説明文「住民・団体・地域・事業者、行政がそれぞれの持つ力を合わせ」の表現からは、「地域参加」より「地域力を生かした」の方が適切と判断

■伊賀市都市マスタープラン新旧対照表（項は第6回策定委員会の資料に対応しています。）

資料2

※対照表の記載事項は、誤字脱字修正、表現や章立ての修正等の簡易な修正事項については省略しています。

頁	第5回策定委員会提示 都市マスタープラン（全体構想素案）	第6回策定委員会提示 都市マスタープラン（案）	修正理由
43	住民自らが地域課題の解決に向けて取り組む体制が整えられてきており、 <u>市民・地域等とのさらなる協働・連携の強化が求められます。</u>	住民自らが地域課題の解決に向けて取り組む体制が整えられてきており、 <u>『補完性の原則』のもと、住民・地域等とのさらなる協働・連携の強化が求められます。</u>	「伊賀市自治基本条例」の第4条（自治の基本原則）の「（4）まちづくりは、まず市民自らが行き、さらに地域や市が補完して行う。」という補完性の原則は、住民・地域サイドにも行政サイドにも重要な協働の原則である点に配慮して追加記載、なお、地域力を生かす表題から、文中の「市民」は、より地域に身近な表現である「住民」の方が適切と判断し、修正
46	このためには、第一次産業等の地域資源をベースにした内発的志向の都市づくりを <u>めざす必要があります。すなわち、都市をたむ都市計画ではなく、地域の必要性を肯定的に捉え、「攻め（価値創造）」と「守り（生活維持・向上）」がバランスのとれた「市民力による内発的発展をめざす都市づくり」です。</u> なお、この都市像は、前都市マスタープランのような合併前の旧市町村を単位にしたコミュニティの単純な連携でなく、みんなが活躍できる地域のしくみづくりとして地域福祉計画が掲げる伊賀市流地域共生社会のしくみと連携し、伊賀らしい歴史・文化の継承、地域産業の内発的振興を進める強靱な構造で、これを「伊賀流多核連携型都市」と呼びます。	このためには、第一次産業等の地域資源をベースにした内発的志向の都市づくり「 <u>攻め（価値創造）と、助け合いや支え合いにより、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる都市づくり「守り」（生活維持・向上）を目指します。</u> つまり「攻め」と「守り」のバランスのとれた都市づくりです。 なお、この都市像は、前都市マスタープランのような合併前の旧市町村を単位にしたコミュニティの単純な連携でなく、みんなが活躍できる地域のしくみづくりとして地域福祉計画が掲げる地域共生社会の仕組み（次ページ参照）と連携し、伊賀らしい歴史・文化の継承、地域産業の内発的振興を進める強靱な構造で、これを「伊賀流多核連携型都市」と呼びます。	「守り」（生活維持・向上）について、具体的めざす方向を追加記載 地域福祉計画が掲げる地域共生社会の仕組みについて、次ページに追加掲載
46	<u>伊賀市特有の豊かな自然環境、城下町や各種街道などの歴史・文化資源、さらにはそれらと一体となった都市の姿の継承をベースに、</u>	住民・地域等との協働・連携の強化をベースに、	下図の説明との整合を図るため（ベースは「住民・地域等との協働・連携の強化」）

■伊賀市都市マスタープラン新旧対照表（項は第6回策定委員会の資料に対応しています。）

資料2

※対照表の記載事項は、誤字脱字修正、表現や章立ての修正等の簡易な修正事項については省略しています。

頁	第5回策定委員会提示 都市マスタープラン（全体構想素案）	第6回策定委員会提示 都市マスタープラン（案）	修正理由
46	市民力による内発的発展をめざす 『伊賀流多核連携型都市』	市民の安全安心な暮らしと地域力による内発的発展をめざす 『伊賀流多核連携型都市』	「市民の安全安心な暮らし」という「守り」の表現を追加記載 市民個人の力で都市づくりを進めることではなく、住民も含めた地域の力を磨くことで人口減少の社会でも地域が輝くまちづくりを進めるというのが、本都市マスタープランを貫く思想であるため、「市民力」という曖昧な表現は削除し、「地域力」に修正
48	【目標7】市民・地域等との協働・連携の強化 市民力による内発的発展を目指すためには、市民・地域等と行政がそれぞれの持つ力を合わせ、市全体及び地域ごとに協働・連携してまちづくりを進めることが重要です。	【目標7】住民・地域等との協働・連携の強化 地域力による内発的発展を目指すためには、住民・地域等と行政がそれぞれの持つ力を合わせ、市全体及び地域ごとに協働・連携してまちづくりを進めることが重要です。	文中に「市民力」と「地域力」という表現が別々に使用されているが、「市民力」という曖昧な表現は削除し、「地域力」に統一する。また、地域に関する場合は「市民」ではなく「住民」で統一
53	1) 広域的拠点 広域的拠点は、前都市マスタープランの広域的拠点を中心及び南部に二分し、伊賀市土地利用基本計画で定める広域的拠点区域は、次の2地区を基本とし、都市機能を維持・誘導する区域と位置付けます。	1) 広域的拠点 広域的拠点は、多様な都市機能が集積し、人やモノが集まる公共交通のアクセスポイントであり、大規模集客施設や公共公益施設等が集積する地区です。 本都市マスタープランは、前都市マスタープランの広域的拠点を継承し、その中で、特に都市機能の維持・誘導する区域として、次の上野中心広域的拠点、上野南部広域的拠点を位置付けます。	前都市マスタープランの広域的拠点を2地区に区分するのではなく、継承しその中で特に都市機能の維持・誘導する区域として、上野中心広域的拠点、上野南部広域的拠点を位置付ける方針に変更 このため、図及び凡例も「広域的拠点内重点地区」から「広域的拠点」「上野中心広域的拠点」「上野南部広域的拠点」の3つに表現を修正 (すべての構造図に反映)

■伊賀市都市マスタープラン新旧対照表（項は第6回策定委員会の資料に対応しています。）

資料2

※対照表の記載事項は、誤字脱字修正、表現や章立ての修正等の簡易な修正事項については省略しています。

頁	第5回策定委員会提示 都市マスタープラン（全体構想素案）	第6回策定委員会提示 都市マスタープラン（案）	修正理由
53	<p>3) 地域拠点及び地域包括拠点 伊賀市は558平方キロメートルという広大な市域であるため、その広さを補う手立てとして、伊賀市土地利用条例第9条に定める地域拠点等の拠点区域のうち、次の5地区を地域の日常生活の中心として地域拠点と位置付けます。 <u>この地域拠点のうち特に、JR関西本線新堂駅周辺と近鉄大阪線青山町駅周辺については、隣接して地域包括支援センターサテライトが配置されており、その機能と連携して、地域の高齢化に対する守りの砦の機能を担う「地域共生社会を目指す拠点」として、地域包括拠点と位置付けます。</u></p> <p>① 地域包括拠点 ・JR関西本線新堂駅周辺 ・近鉄大阪線青山町駅周辺</p> <p>② 地域拠点 ・島ヶ原支所周辺 ・阿山支所周辺 ・大山田支所周辺</p>	<p>3) 地域拠点 伊賀市は、558平方キロメートルという広大な市域であるため、その広さを補う手立てとして、伊賀市土地利用条例第9条に定める地域拠点等の拠点区域のうち、次の5地区を地域の日常生活の中心として地域拠点と位置付けます。 <u>また、地域福祉計画が掲げる地域共生社会の仕組みと連携して、地域福祉の役割も有します。</u></p> <p>① 地域拠点 ・伊賀支所周辺 ・島ヶ原支所周辺 ・阿山支所周辺 ・大山田支所周辺 ・青山支所周辺</p>	<p>本都市マスタープランでは、支所廃止の市方針を受け、支所に頼らない地域拠点づくりをめざし計画されている、しかし、支所機能の継続が決定し前都市マスタープランとの状況変化がなくなったため、地域包括拠点を廃止し、前都市マスタープランと同じように5つの地域拠点の構成に修正。 なお、支所に頼らない地域拠点づくりの考え方には変更なく、福祉との連携については、文章追加して対応。 (すべての構造図及び文中の地域包括拠点の記載は削除)</p>

■伊賀市都市マスタープラン新旧対照表（項は第6回策定委員会の資料に対応しています。）

資料2

※対照表の記載事項は、誤字脱字修正、表現や章立ての修正等の簡易な修正事項については省略しています。

頁	第5回策定委員会提示 都市マスタープラン（全体構想素案）	第6回策定委員会提示 都市マスタープラン（案）	修正理由
55	<p>1) 拠点型居住地                      拠点型居住地は、人口移動の転出超過の解消を図るために魅力的居住地づくりを進める地区と位置付けます。配置は、都市拠点の形成と一体的に考え、広域的拠点、副次的拠点、地域包括拠点及び地域拠点とします。</p> <p>また、公共交通の拠点で、公共交通を活用した居住誘導を進める区域としてJR関西本線の伊賀上野駅周辺、佐那具駅周辺、柘植駅周辺及び近鉄大阪線の伊賀神戸駅周辺を位置付けます。</p> <p>ただし、ハザードエリア等を勘案し、別途、伊賀市立地適正化計画において、居住誘導区域として定める区域とします。なお、区域内の土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は区域から原則除外します。</p>	<p>1) 拠点型居住地                      拠点型居住地は、人口移動の転出超過の解消を図るために、魅力的居住地づくりを進める地区と位置付けます。</p> <p>ただし、ハザードエリア等を勘案し、別途、伊賀市立地適正化計画において、居住誘導区域として定める区域とします。なお、区域内の土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は区域から原則除外します。</p> <p>①都市拠点                      都市拠点の形成と一体的に考え、広域的拠点、副次的拠点及び地域拠点とします。</p> <p>②公共交通活用拠点                      公共交通の拠点で、公共交通を活用した居住誘導を進める区域としてJR関西本線の伊賀上野駅周辺、佐那具駅周辺、JR関西本線と草津線の結節駅である柘植駅周辺及び近鉄大阪線の伊賀神戸駅周辺を位置付けます。</p>	<p>拠点型居住地の構成をわかりやすくするため、①都市拠点、②公共交通活用拠点に再整理</p>
55	文章追加	<p>なお、区域内の土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は区域から原則除外します。</p>	<p>地域型居住地でも、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は区域から原則除外</p>
59	図・凡例追加	<p>主要駅（上野市駅、伊賀上野駅、柘植駅、伊賀神戸駅）を図に明示</p>	<p>公共交通ネットワーク図は、伊賀市地域交通計画（2021（令和3）年3月策定）の地域公共交通ネットワークの将来イメージ図と整合を図るため、記載の主要駅（上野市駅、伊賀上野駅、柘植駅、伊賀神戸駅）を図に明示</p>
60	文章追加	<p>※知的対流拠点の概要及び具体例は、「資料編：第3章知的対流拠点の概要」参照</p>	<p>資料編の対応箇所を追加記載</p>

■伊賀市都市マスタープラン新旧対照表（項は第6回策定委員会の資料に対応しています。）

資料2

※対照表の記載事項は、誤字脱字修正、表現や章立ての修正等の簡易な修正事項については省略しています。

頁	第5回策定委員会提示 都市マスタープラン（全体構想素案）	第6回策定委員会提示 都市マスタープラン（案）	修正理由
61	<p>※2：伊賀市未来の山づくり協議会の事業</p> <p>① 長期的な視点に立った、伊賀の山づくりのビジョンと具体策を示す</p> <p>② 現在の社会状況を加味し、伊賀の特質を活かした伊賀らしい林業・木材産業のしくみを模索する</p> <p>③ 市民が山の恵みを実感できるしくみをハード・ソフト両面にわたって検討する</p> <p>④ 今後求められる人材と人材育成に必要な諸策を明らかにするとともに、しくみづくりや実践を展開する</p>	<p>※2：伊賀市未来の山づくり協議会の設立目的</p> <p>未来の山づくりに取り組むため、官民が連携し森林整備・人材育成・担い手の確保・木材利用の促進や普及啓発の取り組みを進めていくことを目的として、令和2年7月に設立総会を開催されました。</p>	伊賀市未来の山づくり協議会の「事業」から「設立目的」に変更
63	目標6を構成する都市構造の要素	目標6のために配慮すべき都市構造の要素	安全・安心要素全てを網羅している訳ではないので「を構成」から「のために配慮すべき」に修正
69	<p>本エリアは、市全体に比べて高齢化率が高く（37.3%）、世帯・人口も急減（平成22年～平成30年で255世帯、1,043人減少）しています。このため、空き家・空き店舗の増加により賑わいが低下しており、このような状況の改善が求められます。</p>	<p>本エリアは、市全体に比べて高齢化率が高く（36.7%【市全体31.6%】（※））、世帯・人口も減少（平成22年～平成27年で232世帯、674人減少（※））しています。このため、空き家・空き店舗の増加により賑わいが低下しており、このような状況の改善が求められます。</p> <p>※（出典：第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画）</p>	データの根拠を第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画に統一
69	<p>■実現目標</p> <p>伊賀上野城下町の文化的景観の継承と住みよさが共存する</p> <p>「暮らしと文化的景観が紡ぐ交流のまちづくり」</p>	<p>■実現目標</p> <p>伊賀上野城下町の文化的景観の継承と住みよさが共存する</p> <p>「暮らしと文化的景観が紡ぐ交流拠点の形成」</p>	他のエリアのまちづくりの実現目標との統一の意味から、拠点の形成に変更

■伊賀市都市マスタープラン新旧対照表（項は第6回策定委員会の資料に対応しています。）

資料2

※対照表の記載事項は、誤字脱字修正、表現や章立ての修正等の簡易な修正事項については省略しています。

頁	第5回策定委員会提示 都市マスタープラン（全体構想素案）	第6回策定委員会提示 都市マスタープラン（案）	修正理由
70	5行) <u>なお、それらの内容の図は資料編に示します。</u> (末行) <u>そのための参考例を資料編に示します。</u>	(5行) 削除 (末行) <u>※参考例は、「資料編：第4章都市づくりの戦略方針の1（p63～65）」を参照してください。</u>	資料編の対応箇所を追加記載
71	(末行) <u>そのための街区計画の例を資料編に示します。</u>	(末行) <u>※参考例は、「資料編：第4章都市づくりの戦略方針の2（p66～67）」を参照してください。</u>	資料編の対応箇所を追加記載
80	3. <u>地域包括拠点及び地域拠点のまちづくり</u> (1) <u>エリアの範囲</u> <u>地域包括拠点及び地域拠点のエリアの範囲は、地域包括拠点がJR関西本線新堂駅周辺及び近鉄大阪線青山町駅周辺、地域拠点が島ヶ原支所周辺、阿山支所周辺、大山田支所周辺とします。</u>	(3) <u>地域拠点のまちづくり</u> 1) <u>エリアの範囲</u> <u>地域拠点のエリアの範囲は、伊賀支所周辺、島ヶ原支所周辺、阿山支所周辺、大山田支所周辺、青山支所周辺とします。</u>	地域包括拠点廃止に伴う修正 章立ての変更は、全体構成を統一したため
80	表内に追加	<u>コンビニ、保育所</u>	・住民票などがとれる施設である「コンビニ」を追加 ・福祉施設として保育所の追加。なお、幼稚園は全ての拠点に立地しておらず、また、送り迎えが行われていることより現状施設に加えない。

■伊賀市都市マスタープラン新旧対照表（項は第6回策定委員会の資料に対応しています。）

資料2

※対照表の記載事項は、誤字脱字修正、表現や章立ての修正等の簡易な修正事項については省略しています。

頁	第5回策定委員会提示 都市マスタープラン（全体構想素案）	第6回策定委員会提示 都市マスタープラン（案）	修正理由
82	<p>この、「7次産業」では、障がいのある人や高齢者の就労の場づくりのほか、耕作放棄地や空き家の活用など、さまざまな効果が期待でき、攻め（価値創造）の元気な地域づくりが期待できます。しかし、現状は生き甲斐づくりとしての役割はあっても、産業までにはなかなか醸成されていません。</p> <p>このため、地域のコミュニティビジネスの芽を産業に昇華させる拠点機能を地域包括拠点及び地域拠点に創造します。なお、この拠点は行政が中心ではなく、地域主導で進めます。</p> <p>その仕組みの概念図は以下に示すとおりで、地域活動団体のコミュニティビジネスを各種の専門分野を加えたマネジメントすることで、地域を支える知的対流拠点に発展させる起業支援中間組織です。なお、この組織を地域毎にすることで地域の独自性を創造し、同時に地域福祉と連携した攻め（価値創造）の地域づくりとなります。</p>	<p>また、各地域でも地域活動団体によるコミュニティビジネス等の取組みも進められており、この地域の取組みは、障がいのある人や高齢者の就労の場づくりのほか、耕作放棄地や空き家の活用など、さまざまな効果が期待でき、攻め（価値創造）の元気な地域づくりが期待できます。しかし、現状は、生き甲斐づくりとしての役割はあっても、産業までにはなかなか醸成されていません。</p> <p>このため、地域のコミュニティビジネスの芽を地域産業に育てるためのプラットフォームとして、起業支援中間組織（地域活動の情報収集・発信、地域活動のマネジメント等）を地域拠点に創造します。伊賀市には、中間支援組織として伊賀市市民活動支援センターがありますが、この新たな拠点は行政が中心ではなく、地域主導で進めます。</p> <p>その仕組みの概念図は以下に示すとおりで、地域活動団体のコミュニティビジネスを各種の専門分野を加えたマネジメントすることで、地域を支える産業にも発展させる可能性が生まれます。なお、この組織を地域毎にすることで地域の独自性を創造し、同時に地域福祉と連携した攻め（価値創造）の地域づくりとなります。</p>	<p>①起業支援中間組織と知的対流拠点の関係が不明という指摘を受け、「地域を支える知的対流拠点への発展」⇒「地域を支える産業への発展」に修正 【理由】起業支援中間組織は、知的対流拠点づくりの仕組みではない</p> <p>②起業支援中間組織が、地域産業に育てるためのプラットフォームであることを明確に記載</p> <p>③中間支援組織として伊賀市市民活動支援センターがあるが、この新たな拠点は行政が中心ではなく、地域主導で進めこと、また、この組織を地域毎にすることで地域の独自性を創造し、同時に地域福祉と連携した攻め（価値創造）の地域づくりとなることを強調</p> <p>④資料編との関係を明確にするため、伊賀市で実施の7次産業に加え、各地域で実施中の地域活動団体によるコミュニティビジネス等の取組みについても文中に追加</p>
82	文章追加	<p>※伊賀市における攻め（価値創造）の取組みについては、「資料編：第4章都市づくりの戦略方針の3（p68～73）」を参照してください。</p>	資料編の対応箇所を追加記載



■伊賀市都市マスタープラン新旧対照表（項は第6回策定委員会の資料に対応しています。）

資料2

※対照表の記載事項は、誤字脱字修正、表現や章立ての修正等の簡易な修正事項については省略しています。

頁	第5回策定委員会提示 都市マスタープラン（全体構想素案）	第6回策定委員会提示 都市マスタープラン（案）	修正理由
83	2. 地域共生社会の拠点づくり 地域包括支援センターが立地する地域包括 拠点を中心に、地域福祉コーディネーター と連携して、圏域のセンターとしての交流 機能、健康増進機能、高齢者福祉機能、子 育て機能等の拠点づくりに努めます。ま た、小規模多機能居宅介護施設の立地を誘 導し、地域共生社会を実現するためのライ フサポートセンターづくりについても配慮 します。	2. 地域共生社会の拠点づくり 地域福祉計画が掲げる地域共生社会の仕組 みと連携して、地域福祉の拠点としての交 流機能、健康増進機能、高齢者福祉機能、 子育て機能等を有するよう努めます。ま た、小規模多機能居宅介護施設の立地を誘 導し、地域共生社会を実現するためのライ フサポートセンターづくりについても配慮 します。	地域包括拠点廃止に伴う修正
85	【前期】（2021（令和3）年～2025（令和 7）年） ・起業支援中間組織の検討 【後期】（2026（令和8）年～2030（令和 12）年） ・知的対流拠点の形成	【前期】（2021（令和3）年～2025（令和 7）年） ・起業支援中間組織の育成 【後期】（2026（令和8）年～2030（令和 12）年） ・起業支援中間組織の形成	起業支援中間組織の検討が知的対流拠点の 形成につながる誤解を招くため、起業支援 中間組織の「育成」から「形成」の過程に 変更
96	この組織の活動に必要なインフラ整備を連 動させることで、攻め（価値創造）の拠点 にふさわしい地域包括拠点及び地域拠点の 整備・改善を検討します。	この組織の活動に必要な施設整備を連動さ せることで、攻め（価値創造）の拠点にふ さわしい地域拠点の整備・改善を検討しま す。	都市計画で「インフラ」と表現すると都市 施設を連想するため、ハコモノの施設も含 んだ表現に変更
105	ふるさとの原風景を形づくる緑地の保全 伊賀盆地の形態を形づくる山並みや里山お よび開放的で広がりがある田園景観を形成 する農地を次世代に引き継いでいくため、 景観行政や農林行政とも連携しながら保全 に努めます。	ふるさとの原風景を形づくる緑地の保全 伊賀盆地の形態を形づくる山並みや里山及 び開放的で広がりがある田園景観を形成す る農地を次世代に引き継いでいくため、景 観行政、農林行政、環境行政等とも連携し ながら保全に努めます。	緑地の保全には、環境行政も重要であるた め追加

■伊賀市都市マスタープラン新旧対照表（項は第6回策定委員会の資料に対応しています。）

資料2

※対照表の記載事項は、誤字脱字修正、表現や章立ての修正等の簡易な修正事項については省略しています。

頁	第5回策定委員会提示 都市マスタープラン（全体構想素案）	第6回策定委員会提示 都市マスタープラン（案）	修正理由
107	文章追加	<p>・伊賀国庁跡—— 坂之下区には古代伊賀国の政庁（役所）跡である伊賀国庁跡が所在しています。奈良時代の終わりから平安時代までの遺跡で約41m平方の区画の中に政庁の建物である正殿や前殿・脇殿といった建物跡が「品」字形に配置されていたことが明らかとなっており、4期の変遷も分かっています。古代律令制における「下国」の国庁のあり方を知る上で貴重な遺跡であり、地下遺構を平面表示や説明板等の設置により整備し、古代伊賀国の歴史や文化を学ぶための歴史公園として保存・活用していきます。</p> <p>・余野公園—— この公園は明治30年ごろから漸次整えられ、約8haの面積で、1968（昭和43）年に鈴鹿国定公園特別地域指定されました。園内には、根元から多幹状に伸びるアカマツの大本や、ヤマツツジ・モチツツジに代表される約1万5千本のツツジが自生しており、関西随一のツツジの名勝地です。また、桜をはじめ多数の花や樹木など四季折々が楽しめる自然公園で、古代から余野公園は周辺の人々にとって「歌垣」の場所だったと云われてきました。このような自然環境を維持・活用していきます。</p>	その他の公園・緑地に「伊賀国庁跡」と「余野公園」追加
112	「三重県河川整備戦略」（平成18年12月策定）	「一級河川淀川水系木津川（指定区間）河川整備計画」（平成29年3月策定）	新しい河川整備計画に変更

■伊賀市都市マスタープラン新旧対照表（項は第6回策定委員会の資料に対応しています。）

資料2

※対照表の記載事項は、誤字脱字修正、表現や章立ての修正等の簡易な修正事項については省略しています。

頁	第5回策定委員会提示 都市マスタープラン（全体構想素案）	第6回策定委員会提示 都市マスタープラン（案）	修正理由
114	<p>今後は、<u>地域社会の情報ネットワークを、分権型社会に対応した地域の活性化や多彩な市民生活の実現などを図るためデジタル技術を活用して社会変革を進めるデジタルトランスフォーメーション（DX）の考え方に基づき、伊賀市におけるデジタル社会の実現に向けて積極的に進めます。</u></p> <p><u>2）主要な施策の方針</u> 民間事業者により情報化社会は日々進歩していく見通しであり、教育、行政、福祉、医療、防災など、さまざまな分野において双方向の情報通信サービスを推進します。</p>	<p>今後、多様化する市民ニーズに対応しつつ、持続可能な行政サービスの提供を図るため、デジタル技術を活用して社会変革を進めるデジタルトランスフォーメーション（DX）の考え方に基づき、伊賀市におけるデジタル社会の実現に向けて、「暮らしいきいきデジタル社会のまちづくり」を基本理念とし、以下の基本方針に則して取組みを進めます。</p> <p><u>基本方針1 安全安心で利便性を実感できる市民サービスの実現</u> 深刻化する社会問題や防災・災害に対応するとともに、「新しい日常」に対応し、より安全安心で利便性を実感できる市民サービスの実現をするための取組みを進めます。</p> <p><u>基本方針2 市民誰もが参加できるデジタル社会の実現</u> 本市の将来像である「ひとが輝く地域が輝く」を実現し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、市民がデジタルを快適に活用できるデジタル社会を目指す取組みを進めます。</p> <p><u>基本方針3 スマート行政の実現</u> 基本方針1及び基本方針2を支えるため、デジタル技術を活用しスマート行政の実現を目指す取組みを進めます。</p> <p>（出典：伊賀市デジタルトランスフォーメーション（DX）基本方針）</p>	<p>伊賀市デジタルトランスフォーメーション（DX）基本方針の内容に変更</p>
115	<p>図追加</p>	<p>■その他都市施設配置方針</p>	<p>上記主要施設一覧に対応した位置図追加</p>

■伊賀市都市マスタープラン新旧対照表（項は第6回策定委員会の資料に対応しています。）

資料2

※対照表の記載事項は、誤字脱字修正、表現や章立ての修正等の簡易な修正事項については省略しています。

頁	第5回策定委員会提示 都市マスタープラン（全体構想素案）	第6回策定委員会提示 都市マスタープラン（案）	修正理由
118	<p>しかし、城下町では建て替え時に浄化槽や駐車場の確保のため、道路からセットバックして建物を建て、道路沿いの地下に併式浄化槽、その上部に駐車場を設置している事例が多く、街並みが崩れている箇所が増加しています。また、空き家の増加に伴い、伝統的建築物（町家、武家屋敷、蔵）も取り壊されて空地や駐車場に変わっています。</p> <p>このため、伝統的な建築の取り壊しやまち割りの崩れを『予防』し、伝統的な建物については空き家化させるのではなく、『活用』して残していくため、上野中心広域的拠点のまちづくりに示した戦略方針の具体化を検討します。</p>	<p>このため、伝統的な建築の取り壊しやまち割りの崩れを『予防』し、伝統的な建物については空き家化させるのではなく、『活用』して残していくため、上野中心広域的拠点のまちづくりに示した戦略方針の具体化を検討します。</p>	<p>前策定委員会の意見を受けて修正</p>
121	<p>⑥拠点型居住地における防災対策 拠点型居住地は、人口移動の転出超過の解消を図るために魅力的居住地づくりを進める地区と位置付け、広域的拠点、副次的拠点、地域包括拠点及び地域拠点及び公共交通活用拠点に位置付けています。ただし、そのエリア内に都市マスタープランでは災害対策重要地区が含まれていません。このため、伊賀市立地適正化計画の見直しにおいて、防災指針の検討を行い、最終的な居住誘導の判断を行います。</p>	<p>⑥居住地における防災対策 拠点型居住地は、人口移動の転出超過の解消を図るために魅力的居住地づくりを進める地区と位置付け、広域的拠点、副次的拠点、地域拠点及び公共交通活用拠点に位置付けています。ただし、そのエリア内に都市マスタープランでは災害対策重要地区が含まれていません。このため、伊賀市立地適正化計画の見直しにおいて、防災指針の検討を行い、最終的な居住誘導の判断を行います。また、その他の居住地で地震の災害リスクの高い区域については、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」に準じて、土地利用や防災・減災施策の取り組みを進めます。</p>	<p>拠点型居住地以外の防災対策について追加記載</p>